

申13号

「36協定検証」申し入れ提出!

労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定について、時間外労働の削減及び労働時間管理の重要性を指導していくことを確認し昨年7月一年間の協定を締結しました。

しかし、締結から半年を迎え、未だに要員不足による時間外労働が増加しているとの声が出ています。さらに4月から実施される消費税増税に伴う運賃改定作業とダイヤ改正が重なり、営業職場を中心に業務量の増加が見込まれるため体制の強化が必要となります。

また企画部門を中心に心の病による休職者が増加し、欠員状態となり業務が逼迫しており具体策を講じなければなりません。

半年間の検証を行った結果を踏まえ、組合員が安心して働ける環境の確立と組合員の健康や働きがいを向上させるための取り組みをさらに進めていくため下記の6項目の申し入れを行いました。

要求提出!



◆申し入れ事項

1. 2013年度上期の機関毎の超勤実績及び2014年1月までの休職者数を明らかにすること。
2. 全社員に36協定の趣旨について理解を深めるための教育を行うこと。
3. 過重労働等に対する産業医の助言・指導を強化し、メンタルヘルスケアを充実させること。
4. 医療部門における部下および学生への指導と教育に関わる時間外労働について、36協定第2条6項(3)により取り扱う指導が不十分であることから再徹底を行うこと。
5. 消費税増税に伴う運賃改定作業に対する営業職場の体制を明らかにすること。また年休抑制は行わないこと
6. 最高裁判決における、添乗員の「みなし労働時間制」適用に対する見解を示すとともに、JR東日本として「みなし労働時間制」の取り扱いを是正すること。

組合員が安心して働ける環境の確立に向け職場からたたかおう!